

## 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

作業内容

労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)及び同令別表第5第1号から第6号まで、又は、第8号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業

・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録教習機関へ直接お問い合わせ下さい。

機 関 名	所 在 地	電話番号 / FAX番号 / ホームページアドレス	登録番号	有効期間の満了日
公 益 社 団 法 人 鹿 児 島 県 労 働 基 準 協 会	〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16	電 話 番 号 099-226-3621 F A X 番 号 099-226-3622 U R L <a href="http://www.kakikyo.or.jp/">http://www.kakikyo.or.jp/</a>	1-22	R11.3.30